

## 【5月29日更新】新型コロナウイルス関連情報（第44報）

- DC市長は、再開状況及び新たな方針について発表しました。
- MD州知事は、新たな州知事令を発出しました。

1. 本日（5月29日）17時現在の当地における感染者数は以下のとおりです。

（1）ワシントンDC：8,538名（死亡460名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.dc.gov/page/coronavirus-data>

（2）メリーランド州：50,988名（死亡2,348名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.maryland.gov/>

（3）バージニア州：42,533名（死亡1,358名）

◎地域別感染者数はこちら

<http://www.vdh.virginia.gov/coronavirus/>

◎DMVにおける感染者数の推移

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html#4](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html#4)

2. 各州政府の措置等

（1）ワシントンDC

ア 本日、バウザーDC市長等の記者会見が行われたところ、主な内容は以下のとおりです。

- ・6月1日から、徒歩で来場できる新たな検査場を開設（会見資料3枚目）。
- ・本日から、陸上競技場、ゲート付公園、ドッグパーク、テニスコート、スケートパークが再開。人と接触するスポーツ及び10人超のグループは引き続き禁止（7枚目）。
- ・6月2日から、DMVのサウスウエストサービスセンターが再開。予約制で、DC免許証やIDカードの新規・切替申請や学科試験等、一部のサービスのみ提供。その他は引き続きオンラインにより提供。現時点で、車両検査、実技試験は実施しない（8枚目）。

→ <https://dmv.dc.gov/node/1479901>

- ・本日から、Cleveland Park Library及びAnacostia Libraryの二つの公共図書館で、予約した本のカーブサイドでのピックアップが可能（9枚目）。
- ・小売店やレストラン等の屋外営業のためのスペース確保のため、「streateries」を設定し、車道の一部レーンを閉鎖する。また特に、基幹ビジネスに通勤し、健康維持のため運動する地区内の住民の死亡事故や重傷者をなくすための対策の一環として、6月1日から地方道路の既定の制限速度を時速25マイルから20マイルとする。加えて、ウォーキング、ランニング、サイクリング中の近隣住民の安全な社会的距離をサポートするため、夏期の間、8つの区全体で少なくとも20マイルのDCスローストリートを設定し、地元交通のみに制限するとともに制限速度は時速15マイルとする。（12、13枚目）。

・屋外スペースが許可されていない、または屋外スペースを拡大したいレストランは申請できる。また、小売店は街頭ピックアップのスペースを申請できる（14枚目）。

→ <https://coronavirus.dc.gov/release/mayor-bowser-announces-plans-open-streateries-and-lower-citywide-speed-limit-dc-reimagines>

- ・屋外での食事について、飲食中以外はマスクを着用。全ての人は着席し、1テーブルには6人まで。テーブ

ルは6フィート間隔とし、人と密接に接触するゲーム、その他の行動は禁止（15枚目）。

◎会見資料

[https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/u63232/Situational%20Update%20Presentation\\_052920.pdf](https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/u63232/Situational%20Update%20Presentation_052920.pdf)

(2) メリーランド州

本日、ホーガン知事は、[1]公共サービス未払いによるサービス停止および遅延料の請求を禁止する州知事令の期限を7月1日まで延長した旨、また、[2]州のライセンスを取得済みのビール醸造所、ワイナリー、蒸留所が、レストランやバーと同様に屋外席でアルコール飲料を提供することを可能にした旨を発表しました。

◎詳しくはこちら

<https://governor.maryland.gov/2020/05/29/governor-hogan-issues-two-additional-covid-19-emergency-orders/>

(注) 各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

(注) 上記のほかにも、連邦・州・地方政府（郡、市など）レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。特にお住まいの郡や市など地方政府が発信する情報には生活に密接に関わるものが多く含まれていますので、各自において最新情報の把握に努めてください。

3. 当館ホームページに新型コロナウイルス関連情報を掲載しています。情報収集の一助としてご活用ください。

◎当館 HP（新型コロナウイルス関連情報）

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html)

4. 当館では、3月18日以降、当館領事班の人員体制を縮小しています。お急ぎでない手続きについては、ご来館の時期を再検討願います。

◎当館領事窓口をご利用予定の皆様へ（お願い）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement//20200427importantmessagecoronavirus.pdf>

5. 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館（領事班）まで御一報願います。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：[https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)